

松山市の少子化への新たな取り組み

令和5年4月に『こども家庭部』を設置

「少子化対策と子育て環境の充実」を図るため、令和5年4月にこども家庭部を新設し、出会い、結婚、妊娠、出産、育児などライフステージに応じた支援を進めています。

【所属課】こどもえがお課、すくすく支援課、子育て支援課、
子ども総合相談センター事務所、保育・幼稚園課、幼稚園、保育所

令和5年度以降の新たな取り組み(R5.6補正)

【結 婚】 ●結婚新生活支援事業

【妊娠前～】 ●不妊治療・不育症検査助成事業(先進医療を拡充) ○プレコンセプションケア事業
○少子化対策ニーズ把握・機運醸成事業

【乳幼児期】 ●出産世帯応援事業 ●出産世帯奨学金返還支援事業 ●保育士緊急確保事業
●はじめて保育・ママパパリフレッシュ事業(公立・私立) ○妊娠・出産支援事業

【高 校 生】 ○子ども医療助成事業(18歳年度末まで拡充)

※「●」は県「えひめ人口減少対策総合交付金」活用事業



愛媛県は、人口減少対策、女性活躍、仕事と家庭の両立支援に本気で取り組むため、
愛媛県版イクボス「ひめボス宣言事業所」と「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」の認証を統合。
新制度をスタートしました。

新しい「ひめボス宣言事業所」 認証制度がスタートしました！

女性活躍推進や仕事と家庭の両立支援などに
積極的に取り組んでいる企業や
これから始めたいという企業を愛媛県が全力で応援!!
すべての人がいきいきと働ける環境づくりと
企業の成長をバックアップします。



HIMEBOSS
ひめボス

働く人に笑顔も。
企業に成長も。



よくあるご質問
その他のよくあるご質問は
WEBサイトをご確認ください。



Q.旧制度の
ひめボス宣言事業所ですが、
新たな手続きが必要ですか？

A.自動的にみなし認証となりますが、2026年3
月31日までに新しい「ひめボス宣言事業所認証
制度」の申請をしていただく必要があります。

Q.えひめ仕事と
家庭の両立応援企業は、
ひめボス宣言事業所になれるか？

A.新しい「ひめボス宣言事業所認証制度」に
統合されましたので、新制度の申請をしてい
ただく必要があります。

Q.県内に本社のほか、支店、
営業所など複数の事業所がありますが、
それぞれの支店や営業所からも
申請が必要ですか？

A.県内に本社又は事業所を有して事業活動を行
う者が対象となり、申請は一般事業主（一般
事業主行動計画を提出している者）単位で行
います。支店・支社単位での認証は行いません。本
社が認証を受けることにより、それが支店・支社
にも及ぶことになります。

Information 愛媛県が取り組む活動支援

ひめボス宣言事業所認証制度
WEBサイトがオープンしました！



申請要綱・認証事業所の
紹介・各種イベント情報
などを発信。オンライン申
請もこちらのサイトより
お手続きいただけます。



コンサルタント派遣



ひめボススーパープレミアム
認証取得を目指す事業所をサ
ポート！社会保険労務士が課
題抽出など認証取得に向けた
支援をいたします。



詳細・
お申込みは
こちら

EVENT 2023年度

HIMEBOSSトップセミナー

県内企業の経営者・管理職者を対象に、経営戦略・成長戦略として
の女性活躍推進・仕事と家庭の両立の実現に向けたマネジメント
スキルを学ぶセミナー。

女性たちの語り場サロン

様々な分野で活躍する女性を招き、県内の女性参加者100人のスキル
アップに向けた新しい出会いを創出するイベント。

※詳細は決まり次第WEBサイトにてお知らせいたします。

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 男女参画・子育て支援課 男女参画グループ

ひめボス事務局

〒790-8686 愛媛県松山市湊町7丁目7番地1
(セキ株式会社内)

089-903-8822

WEBサイト

<https://himeboss.jp>

申請やお問合せはこちら▶



本事業は、
「株式会社エス・ピー・シー、
セキ株式会社」が
愛媛県の委託を受け運営しています。

愛媛県

みんなが活躍できる 職場へ、みんなに選ばれる企業へ。

ひめボス認証は、より魅力ある企業へと変革・成長する県内企業を応援します。

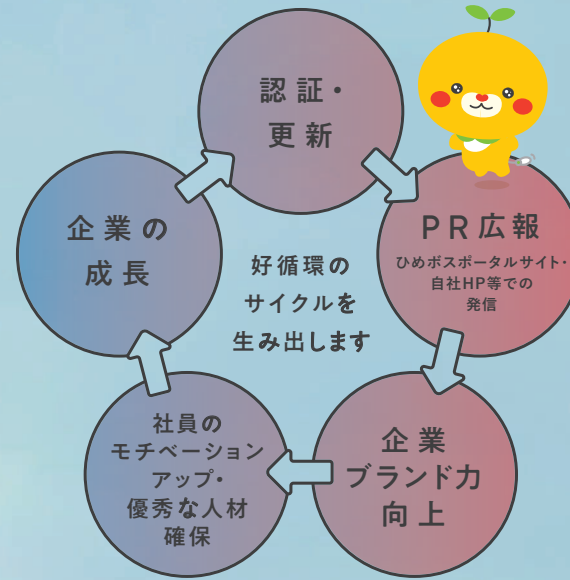


「ひめボス宣言事業所」認証制度とは？

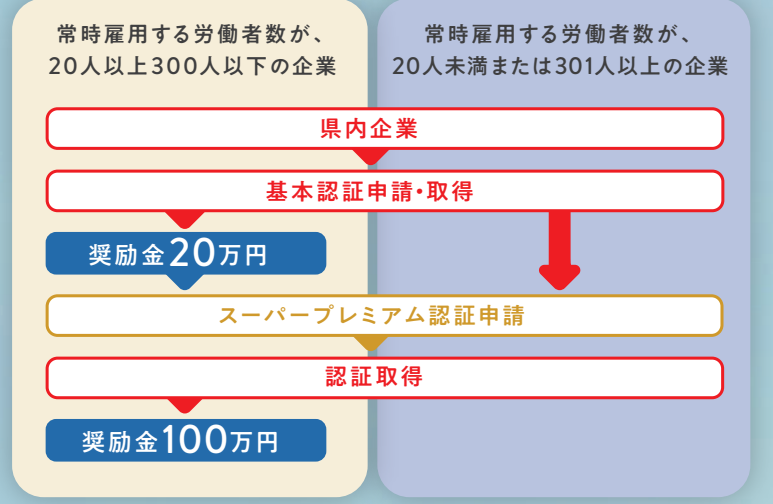
県内企業の成長に向けて、男女ともに働きやすくやりがいをもって就業継続できる職場環境の整備を推進する企業を県が認証する制度。女性が活躍でき、誰もが家庭と仕事を両立できる職場づくりを後押しするとともに、「選ばれる企業」としてのブランド力の向上と優秀な人材確保を支援します。

ひめボス宣言事業所認証取得による企業経営のメリット

- 業務の効率化・生産性向上
- 優秀な人材確保・定着
- 新事業開発・事業革新
- 企業価値の向上、さらなる成長へ



FLOWCHART



※常時雇用する労働者が20人未満の事業所であっても、2023年3月31日までに旧制度の「ひめボス宣言事業所」の登録または「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」の認証を受けている場合には、奨励金の支給対象となります

認証制度

※上位認証については、要件達成のほか県の審査により決定いたします

奨励金支給

※奨励金支給の対象は、認証を取得の上、常時雇用する労働者数が20人以上300人以下の企業となります
※支給については、要件達成のほか、県の審査により決定いたします



基本認証とは…

基本認証は、企業側が女性活躍推進法などに基づく行動計画を策定することで受けられる認証



上位認証とは…

基本認証の要件に加え、従業員全体に占める女性労働者の割合や、男性の育休取得率100%など、より高いハードルの要件を達成することで受けられる認証

認証の手順 提出書類などの詳細はWEBサイトをご確認ください



基本認証申請要件

●1~4の要件をすべて満たすこと
※申請要件・提出書類詳細はWEBサイトをご確認ください

- 宣言の実施
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
- 育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント禁止規定の整備

上位認証(スーパープレミアム)申請要件

●1~4の要件を2つ以上(労働者数301人以上の企業は3つ以上)、5及び6の要件は必須
※上位認証については、要件達成のほか県の審査により決定いたします
※県外に本社のある企業における各要件の達成については、別途お問合せください

- 女性労働者の割合が国の定める平均値※以上
- 女性労働者の平均勤続年数が国の定める平均値※以上または、「女性労働者の平均勤続年数」÷「男性労働者の平均勤続年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上
- 女性の非正規から正社員への転換実績または過去に在籍した女性の正社員再雇用実績
- 女性管理職の割合が国の定める平均値※以上
- 出産した女性労働者の就業継続率80%以上
- 男性労働者の育休取得率100% (育児目的休暇含む。取得日数2週間以上(ただし当面5日以上))

※国の定める平均値:女性活躍推進法に関する厚生労働省通知で定める産業ごとの平均値
※基本認証を取得した企業が申請できます
※申請要件・提出書類についての詳細はWEBサイトをご確認ください

基本認証の実績に対する奨励金20万円

上位認証の認証に対する奨励金100万円

※常時雇用する労働者が20人未満の事業所であっても、2023年3月31日までに旧制度の「ひめボス宣言事業所」の登録または「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」の認証を受けている場合には、奨励金の支給対象となります

奨励金申請の手順



基本認証の奨励金(20万円)申請要件

●原則A・Bから1つ以上、C・D・Eから1つ以上達成で申請いただけます

※支給については、要件達成のほか、県の審査により決定いたします
※県外に本社のある企業における各要件の達成については、別途お問合せください

- | | | |
|--------|---|--|
| 推女性活躍 | A | 出産育児等で離職した女性の再雇用
実績/再雇用制度について、社内規程または就業規則に規定のうえ、2023年4月1日以降に再雇用し、6ヶ月以上就労 |
| | B | 職場環境の整備
●女性更衣室や休憩室、トイレの整備 実績/女性の採用人数等の増加
●女性労働者が少ない事業所における女性採用説明会の開催 実績/女性の採用人数等の増加
●リカレント教育制度の創設など 実績/リカレント教育制度について社内規程または就業規則に整備した上で、2023年4月1日以降に実績1人以上 |
| 両立支援推進 | C | 男性の育児休業等の取得日数の増加
実績/通算28日以上取得(育児目的休暇含む。) |
| | D | 男性の育児休業取得率100%
実績/男性育休取得率100%かつ育休取得者2人以上 |
| | E | 育児・介護休業法の水準を上回る仕事と育児の両立支援に係る勤務制度または休暇制度の整備
実績/下記1~4のすべて、及び5~9のうち1つ以上について、小学校3年生までの子のために利用できる制度とし、就業規則等に規定していることかつ、2023年4月1日以降を期とする1~9のいずれかの利用実績(ただし1~8については法で義務付けられた年齢を超える子のための利用実績に限る)
① 所定外労働の制限(残業の免除) ② 時間外労働の制限(残業時間の制限) ③ 所定労働時間の短縮措置 ④ 子の看護休暇
⑤ 深夜業の制限 ⑥ フレックスタイム制 ⑦ 始業・就業時間の繰上げ・繰下げ(時差出勤制度) ⑧ 育児休業制度に準ずる措置 ⑨ 育児目的休暇 |